平成１９年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

平 成 ２ ０ 年 ７ 月 ２ ５ 日
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、平成１９年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

・平成１９年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成１９年１２月７日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結について、平成２０年度以降検討を行うこととした。

・環境配慮契約に係る事項

○　基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達について、関係省庁等の契約例を参考に一般競争入札の導入に向けて検討する予定である。

○　環境配慮契約を推進するための独立行政法人労働安全衛生総合研究所における体制として、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第７条第１項の規定に基づき、平成１９年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等を行い、これに基づいて環境物品の調達の推進を図った。